

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 23 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 14 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第 18 条第 7 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「第 6 項」を「第 8 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 退職をした者が在職中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる場合の当該退職に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、当該退職手当の額が支払われていない場合にあっては当該退職手当の全部又は一部を支給しないことができ、当該退職手当の額が支払われた場合にあっては当該退職手当の額の全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

4 新潟市職員退職手当支給条例（昭和 28 年新潟市条例第 54 号）第 16 条の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第 1 項中「退職手当管理機関」とあるのは「管理者」と、同条第 2 項中「退職手当管理機関」とあるのは「管理者」と、「第 12 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1

項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（」とあるのは「新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年新潟市条例第82号）第18条第3項の規定による処分（第12条第1項第3号若しくは第2項，第13条第1項，第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分に相当する処分に限る。」と，同条第3項中「第12条第2項，第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分」とあるのは「新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例第18条第3項の規定による処分（第12条第2項，第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分に相当する処分に限る。）」と，同条第4項中「退職手当管理機関」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

第20条第1項中「休日等」を「代休時間又は休日等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2） 第20条の改正規定 平成22年4月1日

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の規定は，この条例の施行（前項第1号の規定による施行をいう。）の日以後の退職に係る退職手当について適用し，同日前の退職に係る退職手当については，なお従前の例による。